

第156期 決算公告

平成29年6月30日

横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
株式会社 横浜銀行
代表取締役頭取 川村 健一

貸借対照表(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	3,118,150	預 金	13,155,219
現 金	123,423	当 座 預 金	442,026
預 け 金	2,994,726	普 通 預 金	8,742,778
コ ー ル ロ ー ン	251,014	貯 蓄 預 金	208,969
買 入 金 銭 債 権	72,410	通 知 預 金	107,722
特 定 取 引 資 産	6,598	定 期 預 金	3,204,676
商 品 有 価 証 券	6,167	そ の 他 の 預 金	449,046
特 定 金 融 派 生 商 品	430	讓 渡 性 預 金	159,020
有 価 証 券	2,291,659	コ ー ル マ ネ ー	1,024,471
国 債	462,001	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	96,905
地 方 債	237,571	特 定 取 引 負 債	133
社 債	595,770	借 用 金	805,487
株 式	230,131	借 入 金	805,487
そ の 他 の 証 券	766,184	外 国 為 替	226
貸 出 金	10,315,311	外 国 他 店 預 り	42
割 引 手 形 付	27,878	売 渡 外 国 為 替	7
手 形 貸 付	244,837	未 払 外 国 為 替	176
証 書 貸 付	9,242,012	そ の 他 負 債	106,380
当 座 貸 越	800,583	未 払 法 人 税 等	6,717
外 国 為 替	13,026	未 払 費 用	7,215
外 国 他 店 預 け	10,205	前 受 収 益	3,649
買 入 外 国 為 替	361	金 融 派 生 商 品	31,126
取 立 外 国 為 替	2,459	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	3,547
そ の 他 資 産	120,771	資 産 除 去 債 務	5
前 払 費 用	3,256	そ の 他 の 負 債	54,118
未 収 収 益	11,071	賞 与 引 当 金	3,195
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	1,653	役 員 賞 与 引 当 金	47
先 物 取 引 差 金 勘 定	16	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,746
金 融 派 生 商 品	44,572	偶 発 損 失 引 当 金	582
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	19,710	繰 延 税 金 負 債	17,615
そ の 他 の 資 産	40,490	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	16,594
有 形 固 定 資 産	134,747	支 払 承 諾	50,958
建 物	41,117	負 債 の 部 合 計	15,438,585
土 地	85,234	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	1,693	資 本 金	215,628
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	6,702	資 本 剰 余 金	177,244
無 形 固 定 資 産	10,141	資 本 準 備 金	177,244
ソ フ ト ウ ェ ア	9,742	利 益 剰 余 金	431,146
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	399	利 益 準 備 金	38,384
前 払 年 金 費 用	35,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	392,761
支 払 承 諾 見 返 金	50,958	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	2,482
貸 倒 引 当 金	△ 41,622	別 途 積 立 金	118,234
		繰 越 利 益 剰 余 金	272,045
		株 主 資 本 合 計	824,019
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	78,571
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 78
		土 地 再 評 価 差 額 金	37,071
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	115,564
		純 資 産 の 部 合 計	939,583
資 産 の 部 合 計	16,378,168	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	16,378,168

損益計算書 (平成28年4月 1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
経	常 収 益		245,979
資	金 運 用 収 益	155,800	
	貸 出 金 利 息 配 当	119,579	
	有 価 証 券 口 金 一 ン 利	29,237	
	コ 預 け の 他 の 引 替 手 務 収 入 利	2,895	
	役 務 受 入 の 定 品 の 外 国 金 所	1,864	
	受 入 の 定 品 の 外 国 金 所	2,222	
	受 入 の 定 品 の 外 国 金 所	50,246	
	受 入 の 定 品 の 外 国 金 所	10,236	
	受 入 の 定 品 の 外 国 金 所	40,009	
	受 入 の 定 品 の 外 国 金 所	161	
	受 入 の 定 品 の 外 国 金 所	161	
	受 入 の 定 品 の 外 国 金 所	29,401	
	受 入 の 定 品 の 外 国 金 所	1,474	
	受 入 の 定 品 の 外 国 金 所	4,709	
	受 入 の 定 品 の 外 国 金 所	23,217	
	受 入 の 定 品 の 外 国 金 所	0	
	受 入 の 定 品 の 外 国 金 所	10,370	
	受 入 の 定 品 の 外 国 金 所	3,486	
	受 入 の 定 品 の 外 国 金 所	1,565	
	受 入 の 定 品 の 外 国 金 所	1,937	
	受 入 の 定 品 の 外 国 金 所	3,380	
経	常 費 用		158,610
資	金 調 達 費 用	10,196	
	預 讓 コ 債 借 金 所	4,814	
	預 讓 コ 債 借 金 所	32	
	預 讓 コ 債 借 金 所	557	
	預 讓 コ 債 借 金 所	1,189	
	預 讓 コ 債 借 金 所	1,124	
	預 讓 コ 債 借 金 所	597	
	預 讓 コ 債 借 金 所	1,880	
	預 讓 コ 債 借 金 所	14,799	
	預 讓 コ 債 借 金 所	1,945	
	預 讓 コ 債 借 金 所	12,854	
	預 讓 コ 債 借 金 所	2	
	預 讓 コ 債 借 金 所	2	
	預 讓 コ 債 借 金 所	25,291	
	預 讓 コ 債 借 金 所	22,751	
	預 讓 コ 債 借 金 所	2,384	
	預 讓 コ 債 借 金 所	155	
	預 讓 コ 債 借 金 所	103,505	
	預 讓 コ 債 借 金 所	4,815	
	預 讓 コ 債 借 金 所	1,176	
	預 讓 コ 債 借 金 所	55	
	預 讓 コ 債 借 金 所	3,582	
経	特 益		87,369
	固 新 固 減 引 税 人 期		494
	固 新 固 減 引 税 人 期	227	
	固 新 固 減 引 税 人 期	267	
	固 新 固 減 引 税 人 期		1,114
	固 新 固 減 引 税 人 期	727	
	固 新 固 減 引 税 人 期	387	
税	法 法 法 当		86,749
	法 法 法 当	21,669	
	法 法 法 当	4,104	
	法 法 法 当		25,774
	法 法 法 当		60,975

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～60年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年～7年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却することとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、上記以外の債務者であっても、従来よりキャッシュ・フロー見積法により計上しており、経営改善計画等の期間内にある債務者に係る債権については、引き続きキャッシュ・フロー見積法により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は25,463百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上することとしております。なお、当事業年度末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額を前払年金費用に計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、上記(1)、(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、従来、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用していましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

当行は、本年度から始まる中期経営計画において、事務機器等の設備投資を予定しております。これらの設備や既存の設備は長期安定的に使用されるため、中期経営計画を機に、資産の使用実態に即し耐用年数にわたり均等償却により原価配分をおこなう定額法に変更いたしました。

この変更により、従来の方法によった場合と比べて、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,725百万円増加しております。

追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額 14,672百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,537百万円、延滞債権額は157,452百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,754百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,325百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は173,069百万円です。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、28,239百万円です。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	12,568百万円
有価証券	1,050,389百万円
貸出金	160,821百万円
その他の資産	806百万円

担保資産に対応する債務

預金	63,455百万円
債券貸借取引受入担保金	96,905百万円
借入金	769,854百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券79,408百万円及びその他の資産14,414百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金5,308百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,095,955百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,392,165百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

38,732百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 108,125百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 81,782百万円

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は70,912百万円です。

14. 1株当たりの純資産額 780円01銭

15. 関係会社に対する金銭債権総額 61,289百万円

16. 関係会社に対する金銭債務総額 68,780百万円

17. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国際統一基準)は、
11.68%であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	2,851百万円
役員取引等に係る収益総額	1,493百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	392百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	387百万円
役員取引等に係る費用総額	6,026百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	919百万円

2. 1株当たりの当期純利益金額 50円61銭

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 関連当事者との間の取引は次のとおりであります。

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子法人等	横浜信用保証株式会社	所有 直接50	保証取引関係	当行住宅ローン等の保証取引	3,157,172	-	-

(注) 1. 横浜信用保証株式会社より、当行の住宅ローン等に対して保証を受けております。

2. 保証条件は、商品ごとに保証対象の住宅ローン等の信用リスク等を勘案し、決定しております。

3. 取引金額は、当事業年度末に保証を受けている住宅ローン等の残高を記載しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成29年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△40

2. 満期保有目的の債券(平成29年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	7,991	9,312	1,321
	地方債	39,168	40,341	1,172
	社債	151,006	157,681	6,674
	小計	198,166	207,335	9,169
合計		198,166	207,335	9,169

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成29年3月31日現在）

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものは該当ありません。

なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	12,607
関連法人等株式	204
合計	12,811

4. その他有価証券（平成29年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	204,584	89,487	115,097
	債券	917,266	911,571	5,695
	国債	393,559	390,132	3,427
	地方債	161,454	160,858	596
	社債	362,252	360,580	1,671
	その他	156,513	141,372	15,141
	小計	1,278,364	1,142,430	135,933
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,471	6,217	△746
	債券	179,910	181,243	△1,332
	国債	60,450	61,064	△614
	地方債	36,949	37,044	△95
	社債	82,511	83,134	△622
	その他	661,337	684,271	△22,933
	小計	846,720	871,732	△25,012
合計	2,125,084	2,014,163	110,921	

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株式	7,263
その他	2,942
合計	10,205

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	16,708	1,909	55
債券	2,630,671	2,164	22,129
国債	2,620,827	1,791	22,129
地方債	8,816	362	—
社債	1,026	9	—
その他	82,463	2,544	622
合計	2,729,843	6,618	22,807

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、2百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	17,732百万円
退職給付引当金	4,865百万円
有価証券償却	2,302百万円
その他	<u>4,823百万円</u>
繰延税金資産小計	29,723百万円
評価性引当額	<u>△2,706百万円</u>
繰延税金資産合計	27,017百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	32,350百万円
退職給付信託設定益益金不算入	6,243百万円
その他	<u>6,039百万円</u>
繰延税金負債合計	44,633百万円
繰延税金負債の純額	<u>17,615百万円</u>

第156期 決算公告

平成29年6月30日

横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
株式会社 横浜銀行
代表取締役頭取 川村 健一

連結貸借対照表(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	3,120,001	預 金	13,108,144
コールローン及び買入手形	251,014	譲 渡 性 預 金	139,020
買 入 金 銭 債 権	79,910	コールマネー及び売渡手形	1,024,471
特 定 取 引 資 産	6,598	債券貸借取引受入担保金	96,905
有 価 証 券	2,289,330	特 定 取 引 負 債	133
貸 出 金	10,258,031	借 用 金	832,379
外 国 為 替	13,026	外 国 為 替	226
リース債権及びリース投資資産	66,863	そ の 他 負 債	159,828
そ の 他 資 産	150,771	賞 与 引 当 金	3,663
有 形 固 定 資 産	134,000	役 員 賞 与 引 当 金	47
建 物	44,388	退 職 給 付 に 係 る 負 債	340
土 地	79,531	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,746
建 設 仮 勘 定	1,693	偶 発 損 失 引 当 金	582
その他の有形固定資産	8,388	特 別 法 上 の 引 当 金	16
無 形 固 定 資 産	11,038	繰 延 税 金 負 債	15,772
ソ フ ト ウ ェ ア	10,445	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	16,594
の れ ん	183	支 払 承 諾	126,659
その他の無形固定資産	410	負 債 の 部 合 計	15,526,533
退 職 給 付 に 係 る 資 産	30,609	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	4,579	資 本 金	215,628
支 払 承 諾 見 返	126,659	資 本 剰 余 金	177,244
貸 倒 引 当 金	△ 50,668	利 益 剰 余 金	452,095
		株 主 資 本 合 計	844,968
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	81,548
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 78
		土 地 再 評 価 差 額 金	37,071
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 3,047
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	115,494
		非 支 配 株 主 持 分	4,771
		純 資 産 の 部 合 計	965,234
資 産 の 部 合 計	16,491,767	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	16,491,767

連結損益計算書 (平成28年4月 1日から
平成29年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	
経常収益		292,545
資金運用収益	153,309	
貸出金利息	119,439	
有価証券利息配当金	26,765	
コールローン利息及び買入手形利息	2,895	
預け金利息	1,864	
その他の受入利息	2,344	
役務取引等収益	58,928	
特定取引収益	2,491	
その他の業務収益	66,490	
その他の経常収益	11,325	
貸倒引当金戻入益	3,628	
償却債権取立益	2,561	
その他の経常収益	5,134	
経常費用		200,232
資金調達費用	9,921	
預金利息	4,813	
譲渡性預金利息	29	
コールマネー利息及び売渡手形利息	557	
債券貸借取引支払利息	1,189	
借入金利息	853	
その他の支払利息	2,478	
役務取引等費用	12,370	
特定取引費用	2	
その他の業務費用	58,602	
営業経費用	112,186	
その他の経常費用	7,149	
経常利益		92,313
特別利益		572
固定資産処分益	305	
新株予約権戻入益	267	
特別損失		1,116
固定資産処分損失	729	
減損損失	387	
その他の特別損失	0	
税金等調整前当期純利益		91,769
法人税、住民税及び事業税	23,574	
法人税等調整額	4,053	
法人税等合計		27,627
当期純利益		64,141
非支配株主に帰属する当期純利益		760
親会社株主に帰属する当期純利益		63,381

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 10社

主要な会社名

横浜信用保証株式会社

浜銀ファイナンス株式会社

浜銀T T証券株式会社

なお、当行の連結される子会社であったスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社は、保有株式売却にともない関連法人等となったため、当連結会計年度より連結の範囲から除外し持分法適用の関連法人等としており、当行の連結される子会社であった Yokohama Preferred Capital Cayman Limited は、平成29年2月23日に清算結了し、連結の範囲から除外しております。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 2社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等 1社

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

なお、当行の連結される子会社であったスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社は、保有株式売却にともない関連法人等となったため、当連結会計年度より連結の範囲から除外し持分法適用の関連法人等としております。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 2社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (4) 持分法非適用の関連法人等 2社

持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 10社

4. のれんの償却に関する事項

5年間の定額法により償却を行っております。

会計方針に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、主として定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～60年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年～7年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却することとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零とすることとしております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、上記以外の債務者であっても、従来よりキャッシュ・フロー見積法により計上しており、経営改善計画等の期間内にある債務者に係る債権については、引き続きキャッシュ・フロー見積法により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は37,114百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認める額を計上しております。

10. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、国内の連結される子会社が金融商品取引法第46条の5第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

13. リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。

14. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、上記(1)、(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。

15. 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、従来、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しておりましたが、当連結会計年度より主として定額法に変更しております。

当行は、本年度から始まる中期経営計画において、事務機器等の設備投資を予定しております。これらの設備や既存の設備は長期安定的に使用されるため、中期経営計画を機に、資産の使用実態に即し耐用年数にわたり均等償却により原価配分をおこなう定額法に変更いたしました。

この変更により、従来の方法によった場合と比べて、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ 1,726百万円増加しております。

追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 2, 0 0 2百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 2, 5 3 7百万円、延滞債権額は 1 5 6, 7 8 0百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 2, 7 5 4百万円であります。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 1 0, 3 2 5百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 1 7 2, 3 9 8百万円であります。
 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2 8, 2 3 9百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	1 2, 5 6 8百万円
有価証券	1, 0 5 0, 3 8 9百万円
貸出金	1 6 0, 8 2 1百万円
その他資産	8 0 6百万円

担保資産に対応する債務

預金	6 3, 4 5 5百万円
債券貸借取引受入担保金	9 6, 9 0 5百万円
借入金	7 6 9, 8 5 4百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 7 9, 4 0 8百万円及びその他資産 1 4, 4 1 4百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金 1, 6 5 3百万円、金融商品等差入担保金 1 9, 7 1 0百万円及び保証金 5, 5 4 5百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2, 0 4 4, 5 2 2百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが 1, 3 6 3, 1 6 0百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める「地価公示法第 6 条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

38,732 百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 159,885 百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 81,782 百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 20,000 百万円が含まれております。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 70,912 百万円であります。
14. 1 株当たりの純資産額 797 円 34 銭
15. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率（国際統一基準）は、12.06%であります。

(連結損益計算書関係)

1. 1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 52 円 61 銭
2. 潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 包括利益 63,858 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心にリース業務、金融商品取引業務、情報サービス・調査業務、ベンチャーキャピタル業務などの金融サービスに係る事業を行っております。地域における中小企業、個人向け業務を当行グループの中核事業と位置づけ、景気変動や市場変化の悪影響を最小限にとどめ、地域における金融システムの担い手として安定・継続して金融サービスを提供することを基本方針としております。このため、当行の中期経営計画や業務運営方針など戦略目標に対応した金融商品に内包された各種リスクを継続的に識別、評価、モニタリング、コントロールすることにより経営の健全性を確保し、経営資源の適切な配分を通じてリスクに見合った安定収益の確保を図っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として当行の経営基盤である神奈川県及び東京西南部の中小企業貸出金及び個人向け住宅ローンであり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、売買目的、満期保有目的、その他有価証券で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債は、主として当行の経営基盤である神奈川県及び東京西南部の個人預金であり、流動性預金、定期性預金で構成されておりますが、一定の環境の下で予期せぬ資金の流出などにより損失を被る流動性リスクに晒されております。

貸出金等の資産と預金等の負債には、金利又は期間のミスマッチが存在しており、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

外貨建の金融資産・金融負債については、為替相場により価値が変動する為替リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、お客さまに対する各種のリスク・ヘッジ手段の提供、及び当行の資産・負債構造の管理（ALM）や相場変動リスク等のヘッジ目的に加え、当行の収益増強のために、金利スワップ取引等に取り組んでおります。デリバティブ取引には他の市場性取引と同様に、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等があります。なお、ヘッジ目的で取り組んだデリバティブ取引については、「金融商品会計に関する実務指針」（以下「実務指針」という。）等に準拠した「ヘッジ会計」を採用しております。当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

- ・ヘッジ対象：貸出金、外貨建金銭債権債務
- ・ヘッジ手段：金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ有効性の評価方法は、実務指針等に定められた方法により評価しております。

また、一部の連結される子法人等では、リース債権、割賦債権を保有しております。当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、個別の与信判断については、「クレジットポリシー」に定めた「公共性」、「安全性」、「収益性」、「成長性」、「流動性」の5原則に則った厳正な審査を行っております。個別の大口与信については、ガバナンス強化の観点から「投融资会議（役員などで構成する経営会議）」において分析検討を行い、応否を決定しております。

また、債務者及び個別与信案件の信用度を客観的に分類するための「内部格付制度」や「自己査定制度」を整備し、適切な信用リスクのコントロールと適正な償却・引当を行っております。

更に、「内部格付制度」に基づき、債務者格付ごとのデフォルト実績や担保・保証データを用いて統計的に与信ポートフォリオ全体の信用リスク量を計量化し、リスクと経営体力の対比や適正な貸出金利の設定など健全性・収益性の評価を行っております。

② 市場リスクの管理

《管理態勢》

当行では、ALM（Asset Liability Management）の一環として、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクのコントロールを行っております。具体的には、リスク管理部署は各種リスクリミットの遵守状況と市場取引の運用状況や損益状況について、毎日、直接経営陣に報告しております。また、毎月開催されるALM会議において、市場リスクの状況について報告しております。また、市場業務は、トレーディング業務とバンキング業務に区分して管理しております。

トレーディング業務として、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的、又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で行う取引（特定取引）を行っております。トレーディング業務で取り扱うことができる商品は、国債、国債先物取引、金利スワップ取引、金利先物取引などの商品であります。バンキング業務はトレーディング業務以外を指します。なお、トレーディング業務は、特定取引の定義、時価算定の権限や方法などについて規定した行内規程に従い、厳格な運用を行っております。

《市場リスクの計測》

当行では、市場リスクの計測において、V a R（バリューアットリスク）、B P V（ベースポイントバリュー）のほか、業務の特性や運用方針に合った効果的・効率的な計測方法を組み合わせて活用しております。また、V a Rだけでは十分に捉えられないリスクについても対応できるように、ストレス・テストを定期的実施しております。そのシナリオは、大きな市場変動と流動性の急激な低下を併せ持った重大な影響を及ぼしうる最悪シナリオ、市場リスク計測手法の特性を補うシナリオの2種類としております。

《市場リスクに係る定量的情報》

当行では、原則全ての金融商品について市場リスクに関する定量的分析を行っており、主としてV a Rを用いております。V a Rの算定にあたってはヒストリカル・シミュレーション法（信頼区間 99.9%、観測期間 1,250日）を採用しており、保有期間については、トレーディング目的の金融商品は10日、トレーディング目的以外の金融商品（バンキング業務に係る金融商品）は、ポジション解消期間などを考慮して適切な期間を設定（主に1ヵ月から1年）しております。

平成29年3月31日現在で当行のトレーディング業務の市場リスク量（損失額の推計値）は、総額で28百万円、バンキング業務の市場リスク量（非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の市場リスクは除く）は、総額で132,268百万円であります。なお、市場リスク量の総額は各市場リスク量をリスク種類別に単純合算した合計額であります。また、預貸金の金利リスクについては、流動性預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金をコア預金として、最長5年（平均2.5年以内）の満期に振り分け、金利リスクを認識しております。

当行では、モデルが算出するV a Rと仮想損益（リスク量の計測時点のポートフォリオを固定した場合に発生したと想定される損益）を比較するバックテストを実行しており、バックテストの結果は、定期的にALM会議に報告しております。実施したバックテストの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率でのリスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、戦略目標や業務運営方針は、流動性リスクを考慮して策定しております。

《管理態勢》

リスク管理部署は、各種リスクリミットの遵守状況を、毎日、直接経営陣に報告しております。また、毎月開催されるALM会議において、流動性リスクの状況や資金繰りの状況について報告しております。

流動性リスクの顕在化の兆候が察知された場合には、ただちに関連部署による「流動性リスク緊急対策会議」を開催し、情報の収集・整理を行い、必要な対応策について迅速に意思決定できる態勢としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	3,120,001	3,120,001	—
(2) コールローン及び買入手形	251,014	251,014	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	198,366	207,543	9,177
その他有価証券	2,077,689	2,077,689	—
(4) 貸出金	10,258,031		
貸倒引当金（*1）	△50,149		
	10,207,881	10,261,612	53,731
資産計	15,854,952	15,917,861	62,909
(1) 預金	13,108,144	13,109,367	1,222
(2) 譲渡性預金	139,020	139,030	10
(3) コールマネー及び売渡手形	1,024,471	1,024,471	—
(4) 借入金	832,379	832,102	△276
負債計	15,104,015	15,104,971	956
デリバティブ取引（*2）			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	11,117	11,117	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	2,625	2,625	—
デリバティブ取引計	13,743	13,743	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）の預け金は、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会公表の売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。

私募債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、発行会社の信用状態が引受後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利子率に内部格付に基づき見積った信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割り引いて算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利率に内部格付に基づき見積った信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割り引いて時価を算定しております。なお、信用リスクの内部管理の区分に基づき、一部の貸出金については、将来のキャッシュ・フローを商品別、残存期間別にグルーピングしております。また、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、商品別、残存期間別にグルーピングした将来のキャッシュ・フローを、新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマナー及び売渡手形

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ、キャップ取引等）、通貨関連取引（通貨スワップ、為替予約、通貨オプション）、債券関連取引（債券先物）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (*1) (*2)	8,176
② 組合出資金 (*3) (*4) (*5)	3,096
合 計	11,272

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 関連法人等の株式（101百万円）は含めておりません。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(*4) 当連結会計年度において、組合出資金について24百万円減損処理を行っております。

(*5) 非連結の子会社及び子法人等、持分法非適用の関連法人等への出資金（1,900百万円）は含めておりません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及びその他の特定取引資産、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成 29 年 3 月 31 日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△40

2. 満期保有目的の債券（平成 29 年 3 月 31 日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	7,991	9,312	1,321
	地方債	39,368	40,550	1,181
	社債	151,006	157,681	6,674
	その他	—	—	—
	小計	198,366	207,543	9,177
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		198,366	207,543	9,177

3. その他有価証券（平成 29 年 3 月 31 日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	213,410	93,940	119,470
	債券	917,266	911,571	5,695
	国債	393,559	390,132	3,427
	地方債	161,454	160,858	596
	社債	362,252	360,580	1,671
	その他	156,513	141,372	15,141
	小計	1,287,189	1,146,883	140,306
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	5,719	6,496	△777
	債券	179,911	181,243	△1,332
	国債	60,450	61,064	△614
	地方債	36,949	37,044	△95
	社債	82,512	83,134	△622
	その他	661,337	684,271	△22,933
	小計	846,968	872,012	△25,043
合計		2,134,158	2,018,895	115,263

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	16,731	1,923	55
債券	2,630,672	2,164	22,129
国債	2,620,827	1,791	22,129
地方債	8,816	362	—
社債	1,028	9	—
その他	82,463	2,544	622
合計	2,729,867	6,632	22,807

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、2百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。